

総務教育常任委員会資料
(令和6年9月17日)

陳情6年総務第39号
(インターネット公開版)

鳥取県議会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-39 (R6.9.9)	総 务	郵送時の特殊取り扱いに係るガイドラインの策定等について	

▶陳情事項

郵便料金の支出に際して、必要以上と思われる特殊取り扱いが付加され、「本人確認の求め」をするだけで、おおむね 1,000 円の郵便料金を支出する事態が発生した。

これを受けて、次の事項を執行部に対して求めること。

- 1 郵便料金・特殊取り扱いの支出に当たっては、文書の重要性などその必要性を精査し、地方自治法第 2 条第 14 項が定める「最小の経費」で支出を行うこと。
- 2 どのような場合にどのような郵便手段・特殊取り扱いをするかのガイドラインを策定すること。

▶陳情理由

鳥取県に保有個人情報の開示請求をインターネット申請したところ、「本人確認の求め」が郵送されてきた。窓口申請の場合には職員がその場で本人確認するが、インターネット申請では事前にやらないので、郵送や持参で本人確認書類を提出されたいというものだ。なんと、その書類、約 1,000 円もする「配達証明郵便」で送られてきた。配達証明は、書留郵便にさらに付加する取扱で、裁判上の書類など、非常に重要な書類を送る場合、使われる。「本人確認書類を提出してね。」これを言うだけで、この特殊取り扱いは、明らかに過大であると言わなければならない。

地方自治法第 2 条には、地方自治体が「最小の経費」で「最大の効果」を挙げよとの原則がある。郵便料金に係る支出についても、必要最小限度の支出であるべきである。（もっと言えば、事前に本人確認書類をインターネットで提出できれば、こんな手間も生じないはずである。）

※（参考）

地方自治法第 2 条第 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。」

地方財政法第 4 条第 1 項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」

日本郵便の事故率はきわめて低いし、信書便法によって同社が負う守秘義務を思えば、普通郵便で十分である。仮に記録を付けるにしても、追跡サービスもある特定記録郵便（追加 160 円）で十分である。なお、本人確認の期限は、約 1 か月後に設定されており、速達性の必要なものでもなかった。

例えば、県政参画電子アンケートや、その他の報奨品の図書カードなどであれば、金銭的価値があるので、特定記録や書留系の郵便物でも良いとは思うが、今回のような本人確認の求めの書類は、単に「書類を提出してください」というものなので、それ自体に金銭的価値があるものでもない。

今回の事案を受けて調べたところ、どのような書類を出す場合、どのような郵送手段（取り扱い）とするかについて、ガイドラインのようなものが存せず、職員・所属の自己判断となっていることがわかった。これが、今回のようなお手盛りの原因なのだろう。（もちろん、これがなかったからといって、必要以上の特殊取り扱いを付加することが許されるものではない。）

については、上記陳情事項について執行部に対して求めていただきたく、陳情するものである。

►提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

総務部（政策法務課）

【現 状】

- 1 県からの文書の発送については、重要な文書等は、書留、配達証明、特定記録などの特殊郵便により送付するものとしている。
- 2 特殊郵便の使用に当たっては、その必要とされる事情は事案により様々であることから、それぞれの所属において、文書の内容、重要性及び相手方の状況を踏まえて適切に判断し、配達の確実性、履歴の保存の必要性などに応じた、適切な特殊郵便を利用することとしている。
- 3 保有個人情報の開示請求に係る文書については、その性質上保護の必要性は高く、また、本人確認ができない場合には開示決定が行えないものであるから、本人確認のための文書は開示手続において重要なものであるといえる。陳情理由に記載の事案については、これらの諸般の事情等を踏まえて、所管課において配達証明による送付を行ったものである。

【県の取組状況】

- 1 令和6年10月1日からの郵便料金の値上げに向けて、経済的及び効率的な発送を徹底するため、通知を発出することを予定しており、その中で、特殊郵便について適切に利用されるよう、種類ごとに特徴を示すことを検討している。

※参考 保有個人情報開示請求に係る本人確認

「とっとり電子申請サービス」において、本人確認の方法として「公的個人認証」を選択した場合には、本人確認書類の郵送・持参等は不要であり、オンラインのみで請求手続を完了させることができる。(令和6年6月1日からマイナンバーカードによる公的個人認証に対応)